

鳥取県告示第12号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月9日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
NPO法人ワークショップ・アクティブ	米子市旗ヶ崎七丁目6-1	ワークショップ・アクティブ	米子市旗ヶ崎七丁目6-1	就労継続支援	平成21年1月1日